|  |
| --- |
| 消防計画作成チェック表（共同住宅用） |

* 統括防火管理義務対象物

※　該当する項目の□に「✔」を記入する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 作成する内容 | | 必要  項目 | 作　　成  チェック | 備考 |
| １ | 防火管理者等の業務 | ◎ |  |  |
| ２ | 居住者が行う防火管理対策 | ◎ |  |  |
| ３ | 火災が発生した場合の行動 | ◎ |  |  |
| ４ | 震災対策 | ◎ |  |  |
| ５ | その他の災害発生時の行動 | ◎ |  |  |
| ６ | 訓練 | ◎ |  |  |
| ７ | 共用部分における消防用設備等の点検及び報告 | ◎ |  |  |
| ８ | 防火管理業務の委託 | ◎ |  |  |
| 別図 | 避難経路図 | ▲ |  |  |
| 別表 | 防火管理業務の委託状況表 | ◎ |  |  |
| 参考 | 建物の安全点検チェックリスト | ▲ |  |  |

備考　１　◎印は、消防計画を作成するうえで必要な項目です。

　　　２　▲印は、必要に応じて作成する項目です。

　　　３　本消防計画は作成例です。適宜修正を加えながら、事業所の実態に合うように作成してください。

　　　　　　　　　　　消防計画

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成

※この計画で定めたことは、居住者全員が守らなければなりません。

|  |
| --- |
| １　防火管理者等の業務 |

防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 消防署への報告及び連絡

(2) 居住者への火災予防対策

(3) 火災や地震発生時に、近隣者が行うべき行動の呼びかけ

(4) 建物、屋外階段等の自主検査の実施及び報告

(5) 共用部分の消防用設備等（　　　　　　　　　　　　　）の点検、維持管理

(6) 居住者に対する消防訓練参加の呼びかけ

(7) 消防署から配布された広報紙等の回覧及び管理

(8) その他

|  |
| --- |
| ２　居住者が行う防火管理対策 |

居住者は、自己の責任において、次の対策を行う。

(1) 住戸内における火気管理や整理整頓

(2) 住戸出入口や防火戸の閉鎖機能の維持管理

(3) バルコニーでの避難障害となる物品等の除去

(4) 階段・通路等の共用部分にある燃えやすい物や避難障害となる物品の除去

(5) 消防用設備等（　　　　　　　　　　　　　）周囲の使用障害となる物品の除去

(6) 建物周囲における消火活動上支障となる物品の除去

(7) その他

|  |
| --- |
| ３　火災が発生した場合の行動 |

(1) 火災を発生させた者又は発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせる。

(2) 119番通報は、火災を発生させた者、発見した者又は同一階の居住者が協力して行う。

(3) 初期消火は、消防隊が到着するまで、居住者が協力して行う。

(4) 玄関から避難できない場合は、バルコニーの仕切板を破壊して隣室から避難する。

(5) 避難するときは、エレベーターを使用しない。

(6) 火元の開口部（ドア、窓等）は、可能な範囲で閉める。

(7) その他

|  |
| --- |
| ４　震災対策 |

【震災への備え】

○　防火管理者

(1) 建物や消防用設備等の点検を行う。

(2) 建築物や工作物、設備等の安全を確保するため、定期的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を実施する等、倒壊、転倒、落下防止を図る。

(3) ＬＰガス容器や給湯器用タンク等の転倒防止を図る。

(4) 消防用設備等の適正な維持管理を図る。

(5) 周辺地域の事業所及び住民との連携及び協力に関する体制を確保する。

(6) 通話の輻そうや停電による電話の不通を想定した安否確認手段として、（　　　　　）があることを居住者に周知する。

(7) 消防訓練を実施した結果の確認及び検証を行い、計画の見直し、改善していく取り組み（ＰＤＣＡサイクル）を取り入れること。

(8) 家具の転倒又は倒壊現場から、救出・救護等を行うための資器材及び非常用物品を準備、保管する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 品名等 | 保管場所 |
| 救出救護用資器材 | ジャッキ、バール、応急手当品等 |  |
| 非常用物品 | 飲料水・食料（３日分）、簡易トイレ等 |  |

○　居住者

(1) 住戸内の火気管理、避難障害の除去等を行う。

(2) 棚やタンスなど、家具類の落下、転倒及び移動防止措置を行う。

(3) 火気使用設備の上部及び周囲に、転倒落下のおそれのある物品や可燃物を置かない。

(4) 地震時の対応方法等の防災訓練に積極的に参加する。

(5) 震災時における家族との安否確認手段を日ごろから話し合っておき、複数の連絡手段を確保しておくこと。

【活動計画】

(1) 緊急地震速報時や地震発生時は、周囲に知らせるとともに、自身の安全を第一とする。

(2) 地震発生時、火気使用設備器具付近にいるときには、電源や元栓等の遮断を行う。ただし、即座に行動することが危険である場合は、揺れがおさまった後に行う。

(3) 危険物、高圧ガス等が流出又は漏えいした場合は、応急措置を行い拡散防止に努める。

(4) 負傷者が発生した場合は、居住者で協力し応急手当を行う。

(5) 所有者又は防火管理者は、地震後の被害状況を確認するとともに、ラジオや防災機関等から情報を収集する。

(6) 居住者は、火災、津波の危険が予想される場合、適切に避難を実施する。

　　　　避難場所：

　　　　避難方法：

(7) 居住者は、周辺地域の事業所や住民と連携し、周辺地域の支援活動を行う。

(8) 防火管理者は、震災時に「むやみに移動を開始しない」ことを居住者に徹底させる。

(9) 管理権原者は、地震後に建物周辺の災害状況を確認するとともに、建物の安全点検を行い、建物内で待機できるかどうか判断する。

【施設再開までの復旧計画】

(1) ガス、電気、上下水道、通信等途絶時は、非常用物品を活用し対応する。

(2) 地震後は、火気使用設備器具、電気器具等の破損状況を確認のうえ、安全であることを確認した後に使用する。

(3) 建築物や工作物、設備等に異常を発見した場合は、所有者又は防火管理者に連絡する。

(4) 復旧作業を実施する場合は、作業に関わる工事人に対して出火防止等を徹底させる。

|  |
| --- |
| ５　その他の災害発生時の行動 |

(1) 火災、地震以外の災害が発生した場合は、速やかに屋外に退避し、近隣の堅ろうな建物に避難すること。

(2) 原則、行政機関からの指示等に従うこと。

(3) 近隣の建物で火災、地震以外の災害が発生した場合は、原則として屋内に留まり、行政機関からの指示を待つこと。

(4) その他

|  |
| --- |
| ６　訓練 |

(1) 防火管理者は、居住者に対して、消防用設備等の設置場所や使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。

(2) 居住者は、町内会等が実施する地域の防災訓練や自分たちの建物で行う消防訓練に積極的に参加し、火災予防に関する知識や消火器の取扱い方法などの習得に努める。

▲(3) 避難訓練では、別図「避難経路図」に基づき避難し、避難経路の把握に努める。

(4) その他

|  |
| --- |
| ７　共用部分における消防用設備等の点検及び報告 |

(1) 消防用設備等の点検は、機器点検を６月ごと、総合点検を１年ごとに、点検設備業者に委託して行う。

(2) 防火管理者は、総合点検の結果を　　　年に１回消防署に報告する。

(3) 防火管理者は、設備に不備欠陥事項があるときは、所有者や管理者（管理組合がある場合は、理事長等）に報告し、速やかに改修できるよう必要な措置を図る。

(4) その他

|  |
| --- |
| ８　防火管理業務の委託　　　　〔 該当・非該当 〕 |

防火管理業務の委託状況については、別表「防火管理業務の委託状況表」のとおり。

別図

避難経路図　（必要に応じて）

|  |
| --- |
|  |

別表

防火管理業務の委託状況表

年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受託者 | 個人の場合 | | | | 法人の場合 |
| 氏名：  住所：  担当事務所：  事務所所在地：  連絡先：  保有資格： | | | | 法人名称：  法人所在地：  法人連絡先：  担当者氏名：  担当連絡先：  保有資格： |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 | □出火防止義務（火気使用箇所の点検監視等）  □避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理  □防火・防災設備等の監視・操作業務 | | |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | | |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） | | |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） | | |
| □自衛消防訓練指導　　　□その他（　　） | | |
| 方法 | 常駐場所 |  | |
| 常駐人員 |  | |
| 委託区域 |  | |
| 委託時間帯 |  | |
| 巡回方式 | 範囲 | □出火防止義務（火気使用箇所の点検監視等）  □避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理  □防火・防災設備等の監視・操作業務 | | |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | | |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） | | |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） | | |
| □自衛消防訓練指導　　　□その他（　　） | | |
| 方法 | 巡回回数 |  | |
| 巡回人員 |  | |
| 委託区域 |  | |
| 委託時間帯 |  | |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □防火・防災設備等の遠隔監視・操作業務 | | |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | | |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） | | |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） | | |
| □その他（　　） | | |
| 方法 | 要員の待機場所 |  | |
| 到着所要時間 |  | |
| 委託区域 |  | |
| 委託時間帯 |  | |
| 備考：受託者の行う防火管理業務の範囲については、該当する項目の□に✔印を記入する。 | | | | | |

参考

建物の安全点検チェックリスト

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | | 点検内容 | 該当 | 該当する場合の  対処・対応等 |
| 建物全体 | | | | |
| 1 | 建物（傾斜・沈下） | 傾いている。沈下している。 |  | 建物を退去 |
| 傾いているように感じる。 |  | 要注意  →専門家に詳細診断要請 |
| 2 | 建物（倒壊危険性） | 大きなⅩ字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 |  | 建物を退去 |
| 斜めやⅩ字状のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。 |  | 要注意  →専門家に詳細診断要請 |
| 3 | 隣接建築物・  周辺地盤 | 隣接建築物や鉄塔等が建物の方に傾いている。 |  | 建物を退去 |
| 周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。 |  | 建物を退去 |
| 隣接建物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。 |  | 要注意  →専門家に詳細診断要請 |
| 建物内部（居室・通路等） | | | | |
| 1 | 床 | 傾いている、又は陥没している。 |  | 立入禁止 |
| フロア等、床材に損傷が見られる。 |  | 要注意／要修理 |
| 2 | 壁・天井材 | 間仕切り壁に損傷が見られる。 |  | 要注意／要修理 |
| 天井材が落下している。 |  | 立入禁止 |
| 天井材のズレが見られる。 |  | 要注意  →専門家に詳細診断要請 |
| 3 | 廊下・階段 | 大きなⅩ字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 |  | 立入禁止 |
| 斜めやⅩ字状のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。 |  | 点検継続  →専門家に詳細診断要請 |
| 4 | ドア | ドアが外れている。 |  | 要注意／要修理 |
| 5 | 窓枠・窓ガラス | 窓枠が外れている、又は変形している。 |  | 要注意／要修理 |
| 窓が割れている、又はひびがある。 |  | 要注意／要修理 |
| 6 | 照明器具・  吊り器具 | 照明器具・吊り器具が落下している。 |  | 要注意／要修理 |
| 照明器具・吊り器具のズレが見られる。 |  | 要注意／要修理 |
| 7 | 家具等 | 家具等が転倒している。 |  | 要注意／要修理／要固定 |
| 食器等が散乱している。 |  | 要注意／要復旧 |
| 設備等 | | | | |
| 1 | 電力 | 外部からの電力供給が停止している。 |  | 代替手段の確保／要復旧  →非常用電源の稼働（例） |
| 照明が消えている。 |  |
| 空調が停止している。 |  |
| 2 | エレベーター | 停止している。 |  | 要復旧  →メンテナンス業者へ |
| 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 |  |
| カゴ内に人が閉じ込められている。 |  | メンテナンス業者  又は消防機関へ |
| 3 | 上下水道 | 停止している。 |  | 代替手段の確保／要復旧  →備蓄品の活用 |
| 4 | 下水道・トイレ | 水が流れない。（あふれている。） |  | 代替手段の確保／要復旧  →簡易トイレの活用（例） |
| 5 | ガス | 異臭、異音、煙が発生している。 |  | 立入禁止／要復旧 |
| 停止している。 |  | 要復旧 |
| 6 | 通信・電話 | 停止している。 |  | 代替手段の確保／要復旧 |
| 7 | 消防用設備等 | 故障・損傷している。 |  | 代替手段の確保／要復旧  →設備業者へ |
| セキュリティー | | | | |
| 1 | 防火シャッター | 閉鎖している。 |  | 要復旧 |
| 2 | 非常階段・非常口 | 閉鎖している。 |  | 要復旧  復旧までは立入禁止 |
| 3 | 施錠管理 | セキュリティーが機能していない。 |  | 要復旧／要警備員配置  →外部者侵入注意 |